

仙台地方裁判所委員会(第36回)議事概要

1 開催日時

令和元年11月8日(金)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

(1) 委員

内海明, 大竹昭彦, 小川理佳, 児嶋隆司, 後藤裕輔, 佐々木俊人, 三瓶淳,
志間俊雄, 庄子直(50音順, 敬称略)

(2) 庶務担当者

(仙台簡裁民事調停係)

鈴木仙台簡裁主任書記官

(事務局)

佐々木事務局長, 金澤事務局次長, 萌出総務課長, 伊藤総務課課長補佐, 愛
田人事課課長補佐, 片山総務課広報係長

4 議事等

(1) 開会

(2) 委員の変動報告

倉林千枝子委員及び西出優子委員が退任し, 岡田彩委員及び三瓶淳委員が
新任された旨を報告

(3) 議題「仙台地方裁判所における広報について」

ア 事務局における広報活動状況に関する説明

(ア) 片山総務課広報係長が, 事務局における一般広報活動状況について説
明を行った。

(イ) 愛田人事課課長補佐が, 事務局における採用広報に関する活動状況に
ついて説明を行った。

イ 採用広報活動状況等に関する意見交換の要旨

別紙のとおり

ウ 民事調停制度の利用促進のための広報活動状況に関する説明

鈴木仙台簡裁主任書記官が, 民事調停制度の利用促進のための広報活動
状況について説明を行った。

エ 民事調停制度の利用促進のための広報活動状況等に関する意見交換の要 旨

別紙のとおり

5 次回期日等

- (1) 次回期日 未定(追って調整する。)
- (2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長, ○委員, □説明者)

採用広報について

- 受験者数が減少しているとのことだが、採用人数としては十分に確保できているのか。
- これまでは必要な人数を概ね採用することができていた。
しかし、少子化による大学卒業者数の減少や在職者の年齢構成を考えると、今後採用すべき人数を確保できるのか、優秀な人材を如何に確保していくかが課題であると考えている。
- 裁判所は、新卒者だけでなく、既卒者も採用試験を受験できるのか。
- 受験資格は、一定の年齢以下であれば、新卒者に限らず既卒者にも与えられている。
- 仙台市でも受験者数が伸びないことから、受験資格の年齢の上限を上げた。
また、民間企業等で一定程度の職務経験を有する者を対象とした社会人採用枠を設け、面接を重視した採用試験の方法を採っている。しかし、これらの施策を採っているものの、受験者数は大きく伸びていない現状にある。また、現在は、退職者数が増えていることに伴い、採用人数を増やす必要があるため、競争倍率は高くない。
- 法学部以外の学生に対しては、どのようなアプローチをしているのか。
- 学部を限定したアプローチは行っておらず、大学生協などを窓口にしてアプローチしてきた。
裁判所の専門試験は、憲法と民法は必須になっているほか、刑法と経済原論のいずれかを選択することになっている。他の公務員試験の受験科目と比べれば、法律系に重きを置いているが、早期に裁判所試験を意識して勉強していれば、特段難易度の高い問題とはなっていないと思われる。
- 採用試験の実施時期は6月とのことであるが、大学3年生を中心とした業務説明会をしているのか。
- そのとおりである。
- 一般企業においても、大学1年生と2年生に対する説明会などは行っていないが、教養課程の授業の一コマで裁判所職員の職務について話してもらうことも考えられるのではないかと思う。
- 大学の1年生や2年生でも、公務員を志望する者に対して支援している私立大学がある。そのような私立大学で広報してもらえば、大学生のやる気も出るし、私立大学側にもメリットがあるのではないか。

- 大学の1年生, 2年生で進路を決めるのは難しい面もある。
ゼミは3年生から始まるので, ここのタイミングで考えてもらうのがいいのではないか。今の学生は, 誰かに推されたり, 勧められたりすることが効果的なので, ゼミの先生を通じて話してもらう方がよいのではないか。
- 大学の先生に個別に依頼するためには, どうしたらいいのかを考える必要もある。
- 採用広報のパンフレットはどのように活用しているのか。
- 大学等に送付し, 配架をお願いしている。
- 立派なパンフレットでなくても構わないので, 広く行きわたるようなパンフレットを作製してはどうか。また, 今の学生は, SNSを活用した就職活動をしているので, SNSを利用した広報は有効であると思う。

民事調停制度の利用促進のための広報活動について

- 民事調停事件の申立件数が減少している理由について説明されていたが, 交通事故については, 交通事故紛争処理センターや日弁連のADRに申立件数が奪われているとも考えられるが, この点について, 裁判所はどのように考えているのか。
- 簡易裁判所を利用する当事者, 弁護士等から聞いたところによれば, ADRは土曜日や日曜日にも利用できるとのことだったので, そのような利便性もあってADRを選択しているのではないかと考えている。
- ◎ 平成29年から平成30年までの間は, 仙台地裁管内の民事調停事件の申立件数が上昇しているが, この間, 裁判所では, 各種相談機関に民事調停制度の広報活動を行っており, このことが申立件数の上昇につながったのではないかと考えている。
- 法テラスでは, 相談件数が増加している。
法テラスでは, 相談内容が消費者問題であれば消費生活センターを, 複雑な法律問題であれば弁護士会を紹介するなどの情報提供業務も行っていることから, 法テラスに調停制度をアピールし, 相談者に紹介してもらうのもいいのではないか。また, 法テラスは, 消費生活センターなどとも提携している。
民事調停制度はいい制度であり, 問題が落ち着くべきところに落ち着くのではないかと考えている。強制執行ができる点からも民事調停制度はいい制度であると考えている。
- ◎ 弁護士に改めて民事調停制度を勧めることはいかがか。
- 弁護士は, 証拠関係が弱いケースや相隣関係のケースなどでは民事調停制度を勧めている。弁護士としては, 民事調停が不成立になればそれで終わってしまうこと, 17条決定を出していただくケースも少ないことなどの理由から, 訴訟手続を選択す

ることがある。調停委員については、医師などの専門家もいるのであるから、この点を広報することが効果的ではないかと思う。

- 消費生活センターは、関係機関に橋渡しをすることが仕事であるので、いろいろな情報があることはありがたいと考えている。
- 我々の業務でも消費生活センターにお世話になることがある。売買契約や商品の品質について問題になった際に消費生活センターを利用することがある。多くの方は、消費生活センターで話をすれば納得してくれる。
- ◎ 裁判所としては、民事調停制度が十分に理解されておらず、そのメリットが伝わっていないために利用されていないのであれば、それは問題だと思っている。
これを解決する方策について、御意見をいただきたい。
- 民事調停手続の広報を行った機関については、その知識をどのように生かしているのかを確認しているのか。
- 裁判所の訪問先では、そもそも民事調停制度を知らないことが多く、興味を持ってもらった。また、市町村では、リーフレットなどをロビーなどに置いてもらっている。
- 裁判所の訪問先がどのような広報活動を行ったのかについては、アンケートなどを利用して把握するのがいいのではないか。また、広く市民に広報をするのであれば、町内会を対象にするのがよいのではないか。
- 今後は、市民センターなどの市民が多く集まる施設をターゲットに広報活動をしていきたいと考えている。
- 市民センターでは、市民講座で何をテーマに取り上げるべきかを悩んでいる。老人を対象とした生涯学習もあるので、その1コマで取り上げてもらうのもよいのではないか。
- 市民だよりなどの広報誌に相談会などが載っている。そこに民事調停制度を取り上げてもらうのがよいのではないか
- 市役所等では、リーフレットなども置いている。市役所等の担当者にもっとリーフレットを持っていくように伝えてもらうのもよいのではないか。